

久敬舎

的形村 中村(号) 梅雪柯 書



題字 龜山雲平
編集：龜山雲平顕彰会
発行：長野哲
住所：姫路市木場
前七反町39番地
八家土地興産(株)
電話：(0792)45-0015
印刷：浜谷印刷株式会社

觀海講堂の前身

「久敬舎」とその門人

龜山雲平顕彰会

代表長野哲

河合子翁が、文政六年一月に阿
保山の麓に開いた仁寿山書院(後
の仁寿山齋)は、天保十三年に寸
翁が没するとともに廃校となり、
藩校好古堂に併合されてしまった。

灘地方の指導者達はこれを憂い
て、仁寿山齋に代わるべき学校と
その指導者を広く求めていた。か
ねてより、碩儒のきこえ高い龜山
雲平については、渴望のまどであっ
た。しかし、藩の要職と好古堂教
授を兼任していた雲平には、ちょ
と難しかった。

当時雲平は、江戸昌平齋より招
かれていた。又他からも数件の誘
いもあったが、江戸嫌いの雲平は
みんな断ってしまった。

そして、兼ねてより、再びに亘つ
て招聘の話のある、灘地区への祠
官を考へ、ある一日、松原村へ下
見分にやって来た。

古の歌人達が詠んだ、「逢の松

時明治六年七月二十三日、雲平
五十一歳であった。

着任後暫くは、後の松原村戸長
炭本総右衛門宅に寄宿していた。
後に、八幡神社裏門前の社宅の修
理が完成したので、そこへ移り住

んだ。(現住所)
着任当時は、神社の古記録、宝
物、什器等の調査書を作成し官厅
に提出した。

その間、雲平宅の西隣の竹林を
拓いて、建築していった学舎が完成
した。この学舎が「久敬舎」であ
る。龜山雲平の着任を心から大歓迎
した地元では、学舎の建設と設備
の充実には全面的に協力をおしま
なかつた。そしてこの「久敬舎」
の門人第一号は松原村炭本總右衛
門である。

總右衛門は、後に、觀海講
堂の建設委員長となり、後々
迄觀海講堂の後援会長をした
人である。又、松原村長も
数回務めた名士であると共に、
觀海講堂発展の蔭の大功労者
でもある。

雲平は、地区の要望を入れ愈々
松原村行きを決定し、五軒邸の本
邸を長男亨に譲り、郷社松原八幡
神社の祠官として着任して來た。
副官を得た雲平は、神社の年
中行事等は正則に任せ、専
ら「久敬舎」の子弟の教育に
全力を傾注していった。水を得
た魚の如く、多くの門人達
が続々と入門をして來た。

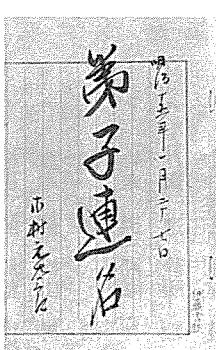
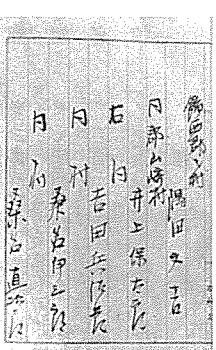
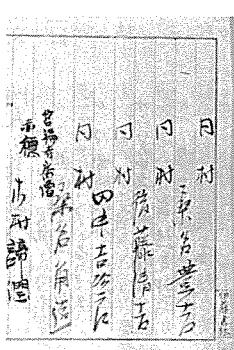
そしてその門人達の中から、百
人ばかりが寄り集まって、漢詩の
会を作つた。これを「針陽吟社」
といつた。月一回会誌を発行し、
これに会員は自分の作詩文を掲載
は勿論龜山雲平と、師範代河野通
胤(春駒)が当つた。

次の三人が世話役である。

木村元太郎

脇坂靈存

金井利信



三人の幹事について

針陽吟社について

会則、氏名、住所、雅号等と
地元の門人達の作詩の一部を選んで記載した。

木村元太郎
飾西郡才村の出身で、後、鶴鳴
小学校などの教員を務め、明治十六年傳習教育有志懇親会の世話役などをし、又、村の世話人などして大いに活躍した。雲平の高弟。

脇坂靈存
飾磨天神の出身である以外は分かっていない。雲平の高弟。

金井利信

姫路野里の出身（現住所）松原八幡神社内に居住。

明治十年に入門して、三十二年観海講堂閉校する迄観海講堂の塾長をしていた。閉校後は、姫路師範学校の教授になった。雲平の高弟であり、二十余年間雲平に仕え、観海講堂の発展には一番の功労者である。子息は有名な金井勇之助である。子息は有名な金井勇之助である。子息は有名な金井勇之助である。

第三条 本集ハ毎月一回発足ス、依テ投寄ノ玉吟時令ヲ追テ、謄録ス、但シ、題画詠史ハ無限ニ非ザルモ時氣ニ関スルモノハ、亦時

針陽吟社社則
第一條 社員ノ詩文ハ幹事之ヲ蒐録シ、亀山雲平、河野春颯ノ両先生ニ批評ヲ乞フヲ例規トス、傍ラ吾國宿儒先生ト、清國諸名家ニ及バントスベシ。

第二條 但シ曾テ諸名家評語アル分ハ其儘幹事へ向ケ、報知アルモ妨げナシ。

第五条 本集ハ毎月二十五日迄ニ
錢ヲ納ムベシ。本誌代價ニテ通送ス。

第四条 社員タルモノハ、毎月金八錢ヲ收ムルヲ義務トスレドモ定價ノ低落ト社員ノ増トニヨリテハ、價額ヲ減ズベシ。

第五条 本集ハ毎月二十五日迄ニ
但シ初度ニ限り、金拾錢ヲ納ムベシ。本誌代價ニテ通送ス。

第六条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第三集宿題 蓦春偶成詩
平相國論文 松上藤和歌

幹事

脇坂靈存

木村元太郎

松原村

河野通胤

春颯

河野精一

秋涛

宇佐崎村

石田五百吉

多山

沖中秀登

撲堂

東山村

神澤松次郎

如軒

木場村

中村梅雪

柯

竹内佐吉

琢斎

松原謙三

有山村

志方村

井

才村

西魚町

佐江村

小姓町

才

編村

岡田准志

棕陰

木村圓淳

下寺町

長井常

靖洲

質堂

須貝勝治

菅生潤

大久保

久畑村

福井八十二

龜峯

龜山村

芹田達

月山

姫路

清瀬伊太郎

勤寧

久畑村

福井

原水正秀

揖涯

金部村

胡少蘋

清国

横田隆

酒仙

博芳町

藤晚言

楚南

中村畔

淡水

京都

恒達敬

精齊

豊前

水越成章

畔南

神戸

藤野景質

達軒

龍野

金井利信

水山

野里村

和歌並ニ社員ハ前月三日
限り寄送スベシ。

第六条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第七条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第八条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第九条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第十条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第十一条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第十二条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第十三条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第十四条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第十五条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第十六条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第十七条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第十八条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第十九条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第二十条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第二十一条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第二十二条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第二十三条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第二十四条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第二十五条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第二十六条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第二十七条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第二十八条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第二十九条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第三十条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第三十一条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第三十二条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第三十三条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第三十四条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第三十五条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第三十六条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第三十七条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第三十八条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第三十九条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第四十条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第四十一条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第四十二条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第四十三条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第四十四条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第四十五条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第四十六条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第四十七条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第四十八条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第四十九条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第五十条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第五十一条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第五十二条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第五十三条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第五十四条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第五十五条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第五十六条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第五十七条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第五十八条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第五十九条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第六十条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第六十一条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第六十二条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第六十三条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第六十四条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第六十五条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第六十六条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ都合トニヨリ遷延ス、コレ其秋冬雜題アル所以ナリ。第三集ヨリ、必斯時候ヲ追テ謄録ス、諸君乞フ諒察焉

第六十七条 本誌發行ハ、客年暮秋ノ目途タリ、然ルニ幹事ノ多忙ト社員ノ

播磨聖人龜山雲平顕彰会会報

平成2年12月1日発行

第3号

門人 安井弥生
永室昌治
炭本総右衛門

下寺町
山海村
松原村

吾醉慰心魂

孤寂寂々静無声燈火悠然奈興情有

約不來空座望長天名月既三更

賣劍買牛心既新吟山咏水自由身矣

歸農作 梅香 河野幾次

門何處多雲霧瀧上輟耕看月輪

賣劍買牛心既新吟山咏水自由身矣

内山榮藏

赤堀太三郎

木庭好之

長瀬武之助

木場村

内海達次

三木測樹

長野長之助

春日田家 雪柯 中村 梅

小橋西去路三又淡々輕柯越日加花

外水邊黃鳥囀春光已遍野人家

鴉鳴棲不定破衾転展曉鐘催

然粧出逋仙影仙影玉蕊娟々亦妙哉

秋獨灑丈夫淚天地曾無酬四恩

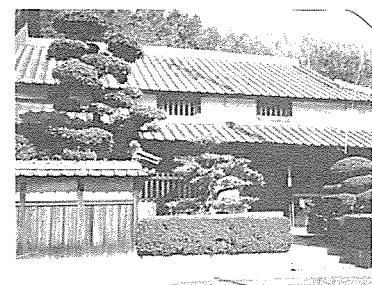
恭預龜山先生御宴且與前田君
共賜金作依賦愚作以謹識

常得登龍門還蒙不次恩師爲章雅句



龜山雲平

漢武秦皇今不存泰山登祀古何煩美
蓉雲際三千丈不着封泥一杯痕



内山家

富岳岡 水山 金井利信

青軒 木村元太郎

絶命吟 秋濤 河野精一

恭預龜山先生御宴且與前田君
共賜金作依賦愚作以謹識



内山家

詩文集

次に幹事と地元の門人の作詩の一
部を抜粋した。

吉明の時、大老酒井雅樂頭忠世
に召し出され、代官となつた（二
百石）。後、代々酒井藩に仕え、吉
副の時勘定奉行、町奉行、御歌直
し等を務め、姫路に移封してから
は、文政時代（吉甫の時）には藩
校好古堂並びに仁寿山校の助教授、
焼火番などを務めた。

特に家老河合寸翁に重用せられ、
頼山陽、鵜飼敬所、堤宅山、大國
隆正などの学者が来校のときは講
義の手伝いをした。又、殿様の
「お供衆」を務め、お供日記、御
用日記等を書き残している。

そして龜山雲平が、松原八幡神
十八年十月二十八日没したので、
龜山家を継ぎ、祖父であり、恩師
である雲平をよく補佐し、觀海
講堂の運営に心血をそそいだ。
雲平が没して、觀海講堂は閉鎖
されたが、後、栗生小学校長とし

た。越後内山に居住し、後に
信濃国佐久郡内山村に住した。後、
上州群馬郡厩橋の城下、上佐鳥村
に移り、一村の田地残らず買い取
り、この村に永年住み着いた。



龜山雲平著書

て三十数年子弟の教育に携わり、
又、神官としても多くの功績をあげ、任官され從七位に叙せられた。
雲平死去に際しての、大葬儀の
模様を詳細に記録した「己丑凶事
始末記、龜山雲平遺稿集、同遺芳
纂錄、蒼軒正集、蒼軒詩集」など
貴重な文献を顕している。

絵も上手であり、島琴江の薰陶
を受けたと言われている。

家族の話では、聖人雲平は知ら
ないが、茂理の人となりが、總べ
て雲平ではないかと思われると言
われている。

字体も全く雲平流でよく似てい
る。性格も几帳面で雲平に生き写
しのようだったと言い伝えられて
いる。

(長野)

字体も全く雲平流でよく似てい
る。性格も几帳面で雲平に生き写
しのようだったと言い伝えられて
いる。

(長野)

「觀海講堂」開校式の式辞

島田清

一、播磨聖人龜山雲平の生涯中、最も現代的意義の高いのは、六十三歳から七十八歳までの十五年間である。それは、幕末から明治維新そして廃藩置県と、激動のなかを切り抜け、新時代の基礎を築く世人を挺した集積がこの時期に見られるからであって、具体的に言えば、『觀海講堂』の經營とその成果である。

二、

ま、『不載』という取扱いとなつて、『節字遺稿』に見えないのであるが、私は、どこかに、それが残っているのではないか、と思ひ、雲平の著書を調べた。幸い、この予想は的中し、『記事論説作例軌範』(明治二十四年一月刊)の中に、その全文が載せられている。漢文調でむつかしい用語が随所にあるけれども、和文をもつて書かれ、漢字には総べて振仮名を付けてある。したがつて、読みくだしに困ることはない。下に、全文を転載する。

『觀海講堂』は、明治十七年に落成し、十月一日に開校式を行つた。校主として、指導と経営の任を双肩に負うた雲平は、このとき、どのような式辞を述べたのである。開学の目的とその意義、ならびに、指導・経営の方法など、この中に明示されたと考へられるのであるが、この式辞は、『節字遺稿』に掲載されていない。まことに残念である。しかし、考

子タル者葵庵日ニ傾キ孝烏親ニ哺スルノ忱以テ煦育萬分ノ恩ニ報ゼアル可ケン哉此レ有志諸君ノ其心ヲ誠實ニシ其盟ヲ金石ニシ此講堂ノ設ア所以ナリ雲也一日ノ長ヲ以テ叨リニ師儒ノ闢ニ補シ此講堂ニ主タルヲ以テ何ヲ以テカ其盛意ニ答ヘニヤ古聖謂エル憤ヲ發シ食ヲ忘レ終日乾々ナル者以テ期ス可キノミ果メ然ラバ則チ諸君ト共ニ神聖ノ道ニ由リ殊四ノ正流ヲ斟ミ時ニ手ヲ文林ニ携ヘ或ハ筆ヲ詩壇ニ揮ヒ風流駕行彼此相濟ヒ長短相成シソシテ國家一旦ノ用ヲ待ツ此レ乃チ此堂ノ設ケアル所ソシテ而メ雲ノ以テ諸君ニ報ズル所モ亦此ニ外ナラザル也此レ獨リ諸君ニ報ズルノミニ非ズ乃チソシテ國家万分ノ恩ニ報ズル所ナリ乃チ以テ神州赤子ノ分ヲ盡ス所ナリ謹テ奉答ス明治十七年十月一

「觀海講堂」開校式の式辞

忱——まことの義。誠と同じ意味。
煦育——めぐみ、養いそだてること。
盛意盛情——進んでやまないかたち。

まず、これくらいの語の意味を明らかにしておけば、雲平が開校式に述べた式辞の意味は、大体わかるのではないかと思う。しかし、この式辞が作られてから百余年を経過した現在では、この難語を解説しただけでは、雲平の意図を充分汲みとることはむづかしい。そこで、私は、現代のことばによつて、また、必要な箇所はある程度の敷衍を試みながら、この式辞で述べた雲平の意図を明確にしてみようと思う。

『觀海講堂』開校式の式辞で述べた雲平の意図を明確にしてみようと思う。

文章であつて、平素、全く接することのない難語があちこちにある。さすが、碩儒といわれる雲平の文章であつて、平素、全く接することから出発せねばなるまい。

島田清
えてみれば、遺稿編纂の事業は、ひとつの方針を立て、それに基づいて行われるのであるから、資料の取扱いは避けられない。「觀海講堂開校式の式辞」は、たまたま海講堂開校式の式辞」は、たまたま

葵庵——葵の花が太陽に向かふ
奎星——教を司る星のこと。
孝烏——鳥には、反哺の習性があり、親に対して孝を盡くすところから

または長上の徳を慕

奎星——二十八宿のうち、文教を司る星のこと。
孝烏——鳥には、反哺の習性があり、親に対して孝を盡くすところから

ら出た語。

二、

求め、その解決にひたぶるな
精進をする”ことである。

明治の聖世を迎へ、文運隆昌の期となつた。國民は、このありがたい世に逢つたことを喜び、まごころをもつてこの恩に報せねばならぬ。有志の人達が、白浜の地に「觀海講堂」を設けたのは、すなわち、このためである。

私（雲平）は、「一日の長である」という理由からその教導職に補せられ、講堂を主宰することとなつた。何をもつて塾生を指導すればよいか。この学校の教育目標をどこに置くべきか、は、まず第一に確立せねばならぬことであるが、私はそれを、四つの柱によつて示そうと思つ。

第一は、修学に対する基本的態度である。

「癡情しては食を忘れ、樂しんでは覺を忘れ、老の将に至らんとする」を知らず」とは、有名な『論語』に載せられたことばである。『論語』は、大聖孔子が門人に教えたことばを集録したもの。言々句々、深奥な教訓を内包している。私が、まず、第一の柱として挙げるのはこの語であつて、「憤を發して食を忘れる」とは、進んで問題を

関することである。昌平齋に入つて、佐藤一斎に学んだ雲平は、当然のことながら朱子學を奉じていた。朱子は、「白鹿洞書院掲示」を作つて

修学の要諦を示し、後世のものはこの教えにしたがつて学問を修めた。河合寸翁が設立した「仁寿山塾」にも、この掲示を石に刻んで立てていた。また、ゆえあることといわねばならぬ。

第三の柱は、「文林・詩壇に遊ぶ」ことである。孔子の教えは、六經語孟に詳しく述べられており、これを学ぶことが最も大切である。しかし、これら經義の究明に明け暮れるだけでは、人間が狭く、固くるしくなつてしまふ。人間の本質や、人生の意義、社会のありかたとそれへのかかわりかた、といったことだけでは、精神ののびのびした

一面がおさえつけられてしまう。一面がおさえつけられてしまう。

己丑妻鹿村水害の詩

濱嶋敏雄

ぎに、老童を人々に更へては如何か、
と評している。

水勢注洋連海湾

家門半没幾時還

己丑(つちのとうし)は明治二
十二年である。神崎郡誌風水害概

要によると、この年の八月十九日
に大洪水があったと記されている。
この洪水の範囲、被害の程度など
の記録は残っていない。

市川の河口の妻鹿村はこの時洪
水に遭い相当の被害を蒙った。雲
平はこの様子を翌二十日には早速
四絶句を物している。

時日は判つきりしないが、筑前

の人で山根蕃亨という人が稻作の
技術指導のため東郡に出張して
きたとき、暇をつくり雲平を白浜
村に訪れている。酒樽を倒したと
あるほどの歎談をした上で、律
詩一首を賦している。山根蕃亨の
人となり。雲平との関わりなどは
明らかでない。

さきの四首にこの詩を加えて土
屋鳳洲に評正を乞うとして送付し
ている。九月上旬には手元に還っ
たようである。

この詩は遺稿集には載っていない
ので、この詩の紹介と土屋鳳洲
について述べてみたい。



妻鹿水害詩

いわれている。明治二十一年、二
十三年にも洪水があった。

これが妻鹿水害に対する雲平の
詩と鳳洲の評である。漢学者は事
があると日記のように作詩して、
師とか先輩友人に送り評を乞うこ
とがこの人達の習わしであって、
そうすることによってお互いに切
磋琢磨したのであろうか。

ここにおける評者である土屋鳳
洲は天保十三年（一八四二）岸和
田藩軍事奉行、藩学教授、藩士土
屋半吉の長男として生る。幼名岩
太郎のち弘と改める。字は伯毅、
年少にして藩学講習館に入り、相
馬九方に師事する。十二才のとき
相馬九方に引きとられ、慶応二年
（一八六〇）長女操と結婚、相馬
家を継ぐ。

（三百藩家臣人物辞典）

この頃、市川はよく氾濫したと
いわれている。この頃、市川はよく氾濫したと
いわれている。明治二十一年、二
十三年にも洪水があった。

これが妻鹿水害に対する雲平の
詩と鳳洲の評である。漢学者は事
があると日記のように作詩して、
師とか先輩友人に送り評を乞うこ
とがこの人達の習わしであって、
そうすることによってお互いに切
磋琢磨したのであろうか。

ここにおける評者である土屋鳳
洲は天保十三年（一八四二）岸和
田藩軍事奉行、藩学教授、藩士土
屋半吉の長男として生る。幼名岩
太郎のち弘と改める。字は伯毅、
年少にして藩学講習館に入り、相
馬九方に師事する。十二才のとき
相馬九方に引きとられ、慶応二年
（一八六〇）長女操と結婚、相馬
家を継ぐ。

凤洲はこの四首に就いて、水害
の実況をとつて見るよう写し得
ていると評し、近日吉野郡（奈良
県）にて山岳がやぶれ裂かれて土
石流がたちまち人家におしせまつ
た。人々避難する処もなく、惨憺
たる有様更に苦しんだ。と凤洲は
奈良県で発生した災害を書き加え
ている。

明治五年になって召されて堺県
学教師、のち堺師範校長となり傍
ら家塾勉晴舎を開く、兵庫師範教
授、奈良師範校長となり、明治二
十六年華族女学校教授に遷り、ま
た東洋大学教授となる。大正五年
からは宮中御進講に召され、経書
の御進講を勤めている。大正十五
年三月十五日八十六才にて歿す。

をひそめて憂へている。算へてみると
その被害は二万円。

とき九方のすゝめにより但馬の池
田草庵の門に学ぶ。文久三年（一
八六三）に召還されて軍事奉行に
任せられ、明治元年（一八六八）
の鳥羽伏見の役には奉行として紀
泉の間を往來した。

その後藩学の教授、世子の侍講
を兼帶したが藩の勤王、佐幕のお
家騒動に連座、獄に投ぜられた。
釈放されて再び藩学の教授に迎え
られるが、明治四年の廢藩の際、

一夜にして床下浸水となる。多くの老
人子どもが寺へ避難した。

鳳洲は地勢の勢を至に、次第を取次
な心をしているのか、村の老人達は眉
の方が評にどれほど係わっておら

れるか調べてみた。

遺稿集上巻には議論など三十篇、中巻には記碑など四十篇、下巻には二百四十三の詩文がそれぞれに輯録されている。

上巻では、菅野白樺が八篇で最も多く、南摩羽峯と千葉鳳洲が各々六篇、重野成斎が五篇、岡鹿門、金子三石が四篇となっている。

中巻では、鳳洲が九篇、白樺が七篇、成斎が五篇、南摩は三篇である。

下巻の詩文では、南摩が二十二篇と断然多く、高橋飯山八篇、成斎六篇、内村松江が六篇、葛西確斎五篇、岡、金子、長坂雄山がそれぞれ四篇となっている。詩文において鳳洲は一首もない。すると妻鹿の詩に対する鳳洲の評は珍しい、と言えそうである。

このようなことから、雲平の交友の範囲、年代別による変遷などを側面から推測されるのはなかなか。白樺は二十才年長で明治三年の歿、鳳洲は二十才若く長命であったので遺稿集の跋文は彼の筆になつてている。

桂米朝師と「播磨三山」

是川健一

三

激で胸がいっぱいだった。

龜山雲平顯彰会に関係し、その事

業の推進につとめてきた私は、たいへんうれしく思つた。それは、米朝師のような高名な文化人が、姫路の市民文化センターへ来演されたとき、樂屋で、

私は、「観海講堂」の教育が、想像して以上に広く、かつ深いものであることを知つた。

「観海講堂」が閉鎖されてから百年に近い。当時のことを知る人は、もう現存しておられないだろう。それだけに、その子や孫が伝えた。そのため、「播磨三山」の名があつたが、姫路では、

う。

雲平は明治十一年に播磨国神道事務分局长となり同十四年には権大講義、十九年に飾東郡祠官掌取締りとなつてるので、栄次郎が若い時、雲平の門下生であつたことは容易に想像がつく。

また、「兵庫県神社史」に「村社・九所御靈天神社（クショウゴリョウテンジンシャ）」の項がある。その神社の地名をみると、東郷町字大善田となつていて。市川橋より西、国道2号線に面したところで、今は神屋天神社とよばれている。近在の人尋ねると、米朝師匠ゆかりの神社であるといふ。

「諸殿改築挙式。大正五年・

う。

船地慧さんから

という話があつた。

姫路市文学館準備室（略称）で資料を収集していること、また市民の間にも研究が行われつあることを説明した。

ささやかな同志たちの思量と決

断によって始めたこの事業である。

高邁な先覚から、このような一言をいたしたことなど、夢想もしていなかつた。それだけに、私は感

ており、現在では古書店巡りをして

ても、ほとんど入手不可能に近い書物である。漢詩を中心として、ほとんどが漢文で構成されており、船地さんは「現代文に訳すことに



九所御靈天神社

究や顯彰を当然のこととし、着手

と進展をうながされたためである。

う。

第3号編集会議

十月十四日夕、喧嘩祭りで知られる灘祭りの宵宮の日、祭太鼓を聞きたがら、第三号の編集会議が、研究会を兼ねて、八家土地興産の事務所で行われた。今回は指導を仰ぐために、島田清先生を招いての編集会議となつた。当初、祭り日なので欠席が多いのではないかと懸念されていたが、予想外に参加者が多く、反面、懇親会に風変わりしていったことも事実である。

今回のテーマは、当初、幕末に於ける雲平ということであったが、学者としての龜山雲平を見出すことを主目的としている会ということで、「学者・龜山雲平」を中心とすることを、会議で決定した。

会議一段落後、各自各様、島田先生に質問し、また先生も懇切丁寧に指導し答えていた。

突然に後藤茂代議士

編集会議の途中、後藤茂代議院議員・社会、兵庫四区が、突然秘書の小山氏とともに見えた。編集会議を一時中断して、同議員の播磨文化論に耳をかたむけ、特

に「有本芳水」の話には会員一同熱心に聞き入った。

「政治家があれほど熱意をもつて、郷土の先人を研究しているとは、夢想だにもしなかつた。同じ郷土人として非常に嬉しいことである」とは、のちほどの島田先生の言である。

幼少にして漢字を学び、藩士時代には姫路藩校「好古堂」の教授のち明治にはいるや「観海講堂」を創設して教育者となつた龜山雲平。文学を志し、実業の日本社で編集長、のち岡山大学で教授となつた有本芳水。

時代の相違はあるものの、ともに播磨が生んだ先賢である。夜更けていくのを忘れるほど、今回の会議は盛り上がつていった。

芳水と雲平

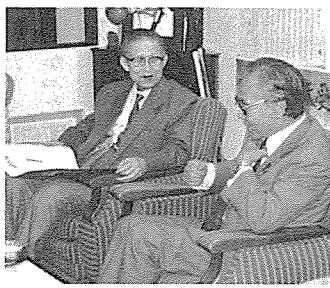
芳水は明治十九年、今の姫路市飾磨区で生まれている。「観海講堂」が出来た翌々年である。編集会議の後日、雲平と芳水の係わりはないものかと調べてみると、「観海講堂」の門弟のなかに、飾

磨・有本勤一郎という名を発見した。芳水の本名は有本欽之助であるところから、勤一郎は芳水の縁者ではないかと思われるが、現時点では判明できない。(是川)

島田雲平の弟子は三千人を超える者ではないかと思われるが、現時点では判明できない。(是川)

島田雲平の弟子は三千人を超えたという。そのため弟子といつてもも姫路在住の者はかりではなかつた。今回の節字逸話は、大阪の小西道郎の語る逸話を紹介する。

或曰、先生姫路ノ商賈ニシキ買物ヲナサントサレシ時、主人例ニヨリ懸値ヲ以テ答フ、先生其価ヲ払ハントス、隨從ノ車夫傍ヨリ其不当ノ高価ナルヲ見兼価ヲ値切ラントス、先生其過言ヲ詰リ主人売値ハ相当ノ定メナラン何ゾ買手ヨ



左 島田清先生 右 後藤茂代議士

龜山雲平の書によせて

格があると思う。

今日は雲平の対聯を取り上げてみた。この作品は作者五十年代の学者として、意氣盛なる時の作品の一画一画の線が充実した氣力で構成され対聯という形式のようにも感ぜられるが、彼が理想に描いたのはこうした一筆といえどもゆるがせぬものであったのである。



対聯を見事に調和させている事である。その照応が乱れる事なくまとめている。

調和美を見事に表現している。一字一字の線質は細いが堂々たる風

事に調和させている事である。その照応が乱れる事なくまとめている。

う。端正なること格のごとくである。

池田善彦

節字逸話 (二)

リ高下ヲ云フベキゾト代価ヲ払ヒテ買取り帰レリ、主人之ヲ恥ヂ能ク其面ヲ知リ後々ハ懸値ヲ云ハザシント云フ。

江戸時代より一部の店では正札販売をしていたが、明治になつても大部分の店では掛値で、客とのやり取りのなかで値を決めるのが普通であった。

雲平もその事を知らなかつたわけではない。狐と狸のばかしあいのようなことをして、値段を決めるのは好まなかつたのである。雲平の清廉潔白な性格をよく顯している逸話である。(大西)